

平成30年度 幼稚園就園奨励費補助金（お知らせ）

八戸市では、保護者負担の軽減と幼児教育の普及充実を図るため、国からの補助を受け、幼稚園の入園料、保育料の一部を補助しています。

※ 幼稚園が保護者の保育料等を減免し、その減免額相当分を市から幼稚園へ補助します。

対象となるのは？

八戸市に住民登録があり、私立幼稚園に在園している園児（満3歳児以上）

（被災者の特例）東日本大震災により被災した幼児が、被災地に住所を置いたまま八戸市へ避難している場合、特例として補助対象となることができます。

補助限度額（年額）

園児		第1子	第2子	第3子以降
階層区分				
1	生活保護法による保護世帯	308,000 円		
2	市町村民税非課税世帯 市民税所得割額非課税世帯	272,000 円	308,000 円	308,000 円
3	市町村民税所得割額 77,100 円以下の世帯	187,200 円	247,000 円	
4	市町村民税所得割額 211,200 円以下の世帯	62,200 円	185,000 円	
5	上記以外	対象外	154,000 円	

※ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯等で、階層区分3以下の場合の補助限度額は、下表のとおりです。

ひとり親世帯等の補助限度額（年額）

園児		第1子	第2子	第3子以降
階層区分				
2	市町村民税非課税世帯 市民税所得割額非課税世帯	308,000 円		
3	市町村民税所得割額 77,100 円以下の世帯	272,000 円	308,000 円	

1 第1子・第2子・第3子以降の考え方

○ 階層区分3以下の場合

⇒ 生計を一にする子どものうち、最年長者を第1子として数えます。

○ 階層区分4以上の場合

⇒ 小学校3年生以下の子どものうち、最年長者を第1子として数えます。

2 階層区分は、父母の30年度市町村民税所得割額の合計額から決定されます。

ただし、父母以外の扶養義務者（同居祖父母等）が家計の主宰者と判断される場合には、当該扶養義務者の市町村民税額を含めて算定されます。

3 住宅借入金等特別税額控除の適用を受けている場合は、控除前の市町村民税額により階層区分が決定されます。

4 30年1月1日に住所が指定都市にあった場合、上記の階層と多少異なる場合があります。

- 5 実際の保育料支払額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額が限度となります。
- 6 年度途中の**入園・退園**の場合
 ○ 八戸市に住所がある月数や、保育料の支払月数に応じ、月割で補助対象となります。
 ○ 満3歳児は、誕生日が属する月から補助対象となります。
 ※ ただし、**10月末まで**に幼稚園へ入園の意向を申し出ることが必要です。
 申出がなかった場合、補助対象から外れる場合がございます。

申請の手続き ⇒ 幼稚園へ必要書類を提出してください。

- 保育料等減免措置に関する調書（様式は幼稚園にあります）
 ○ 下表に該当する方は、添付書類も必要です。
 ※ 2及び3の書類は、階層区分3以下の場合に必要です。（階層区分4以上の場合は不要）

	世帯状況	添付書類（いずれも写し可）
1	生活保護受給世帯	生活保護受給資格証明書
2	ひとり親世帯	全部事項証明書（戸籍謄本）
3	障がい児（者）と同居している世帯	次のいずれかの書類 ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・愛護（療育）手帳 ・特別児童扶養手当の受給を証する書類 ・国民年金の障害基礎年金等の受給を証する書類
4	就学前の兄弟が、障がい者通所施設等を利用している場合	通所を証する書類（受給者証等）
5	父又は母について、30年1月1日に当市に住民登録が無い場合	30年度市町村民税額がわかる書類（次のいずれか） ・課税証明書（又は非課税証明書） ・特別徴収税額通知書 ・納税通知書
6	園児が第2子（又は第3子）以降の場合 （兄弟が就労で一定の収入を得ている場合など） ※階層区分により異なります。	① 年齢に関わらず、生計を一にする兄弟について 父母の30年度市町村民税の扶養に入っておらず、兄弟が当市に税申告をしていない場合（他市町村課税者や未申告者等） ⇒兄弟の30年度市町村民税額がわかる書類
		② 父母の30年度市町村民税の扶養に入っている、又は、兄弟が当市に税申告をしている場合 ⇒書類不要
7	東日本大震災による被災世帯で、以前に右記書類を提出していない場合	り災証明書、又は、当市がり災証明書の発行等をするることについての同意書



**こんなときには
変更の手続きが必要で**

園へ連絡を！

- ・市外へ転出するとき（引き続き通園する場合でも）
- ・市町村民税額が変更となったとき
- ・離婚又は再婚したとき
- ・その他、世帯状況が変わったとき

お問合せ

幼稚園 又は 八戸市こども未来課（TEL 0178-43-9094）

